

2025 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ゆうちょ銀行
代表者名 取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之
(コード：7182、東証プライム市場)

自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之、以下「当行」）は、会社法第 459 条第 1 項第 1 号の規定による当行定款第 39 条第 1 項の定めに基づく同法第 156 条第 1 項の規定により 2025 年 2 月 27 日開催の取締役会において決議いたしました自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付けによる自己株式（当行普通株式）の取得（以下「ToSTNeT-3 による買付けによる自己株式取得」）に関し、その具体的な取得方法及び内容について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得の方法

本日（2025 年 2 月 28 日）の終値 1,507.5 円で、2025 年 3 月 3 日午前 8 時 45 分の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において、買付けの委託を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません）。

当該買付注文は、当該取引時間限りの注文といたします。

2. 自己株式の取得の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当行普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 13,266,900 株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.4%) |
| (3) 取得結果の公表 | 2025 年 3 月 3 日午前 8 時 45 分の取引時間終了後に取得結果を公表いたします。 |

(注 1) 当該株式数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。

(注 2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

(注 3) ToSTNeT-3 による買付けによる自己株式取得に関して、日本郵政株式会社が 2025 年 2 月 27 日付で公表した内容によれば、当行の支配株主であり、かつ当行が 2025 年 2 月 27 日付で公表した「株式売出しに関するお知らせ」に記載の引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しにおける売出人である日本郵政株式会社は、当行が自己株式の取得を決定した場合は、これに応じて、その保有する当行普通株式の一部を売却する予定とのことです。

(ご参考) 2025 年 2 月 27 日開催の取締役会における ToSTNeT-3 による買付けによる自己株式取得に関

注意事項：

この文書は、当行普通株式に関する自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

する決議内容

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当行普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 20,000,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 0.6%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200 億円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2025 年 3 月 3 日 (月) から 2025 年 3 月 7 日 (金) まで |
| (5) 取得の方法 | 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け |
| (6) その他本項の自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、 | 当行代表執行役社長に一任いたします。 |

以上

注意事項：

この文書は、当行普通株式に関する自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は 1933 年米国証券法 (以下「米国証券法」) に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。